

AV人権倫理機構の会員であるプロダクション団体より以下のような報告がありました。

本年9月、AV出演者に対する性感染症検査において、AV業界プロダクション所属の女優1名がHIVに感染していることが判明しました。プロダクション団体として判明後早急に対処し、専門機関の診断のもと、AV撮影に関する感染ではなかったこと、当該女優と接した関係者に罹患していないこと等を確認し、各団体に事例報告を行いました。

当該女優につきましては、専門機関により治療を開始しており、AIDS発症の危険は極めて低いものとの診断を受けています。医療の進歩により、HIVに感染したとしても、平均余命は非感染者とほぼ変わらない水準まで伸びています。しかし、HIV感染者に対する偏見が根強くあり、当該プロダクションは、今後も女優と関わりつつ、支えていくという意思を示しています。

プロダクション団体はこれまでも性感染症予防のセミナーを定期的に行い、健康・安全面に特段の配慮をしております。そのため今回の早期発見と迅速な対応につながり、不慮の蔓延を防ぐことができたと考えております。

AV人権倫理機構は、いわゆる「出演強要」事件を契機として発足いたしましたが、AV出演者全員の人権全般を守る役割を担っています。性感染症の問題は、当初より強い関心を持っており、昨年のAV業界改革推進有識者委員会にて実施されました第1回業界アンケートでも性感染症予防への意識と対応について調査しております。

当機構では、今回の報告を受け、加盟各団体に再度の安全配慮をお願いし、徹底防止に努めるよう伝えました。当機構の提言・守るべき規則、各種共通契約書、重要事項説明チェックシート及びプロダクション・メーカールールにおきましても、厳しく安全管理を行うことが明記されています。今後も引き続き安全管理の徹底を呼び掛け、性感染症等の罹患を事前に防ぐ手立てを講じてまいります。

平成30年10月22日

AV人権倫理機構